

八日市場駅、飯倉駅周辺は放置禁止区域 自転車などの放置はやめましょう

八日市場駅、飯倉駅周辺は、「匝瑳市自転車等の放置防止に関する条例」により「自転車等放置禁止区域」（＝左図）に指定されています。指定区域内に置かれた自転車や原動機付自転車には、適切な場所へ移動するよう警告し、これに従わない場合は次の通り撤去します。

「自転車などの撤去」

放置自転車などに対して、警告書を取り付けます。過去

に警告書を取り付けられたことがあるものが再度放置されている場合、即時撤去します。※「放置自転車など」とは、利用者が離れて直ちに移動させることができない状態の自転車、原動機付自転車のこと。

撤去された

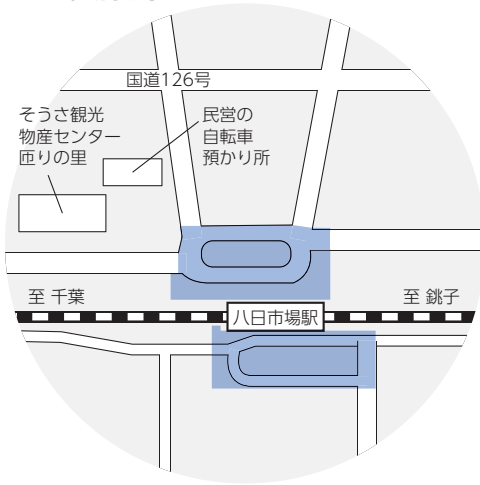
自転車などの返還

撤去された自転車などの返還を受ける場合は、都市整備課（市役所3階）に連絡の上、手続きをしてください。

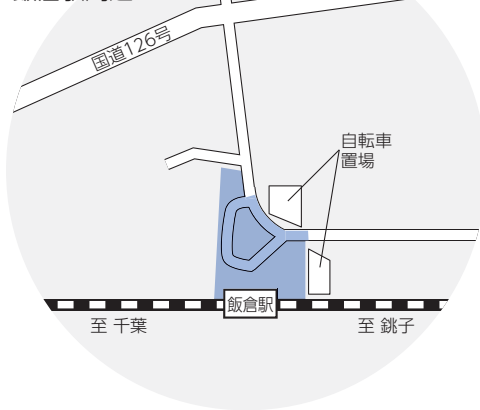
◆自転車等放置禁止区域

自転車等放置禁止区域（＝ 部分）に置かれた放置自転車などは撤去の対象となります。

▽八日市場駅周辺



▽飯倉駅周辺



◆受付時間

8時30分～17時（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）

◆必要なもの

- ① 放置自転車等返還申請・受取書（窓口備え付け）
- ② 身元確認書類（マイナンバーカード、学生証など）
- ③ 自転車などの所有が確認できるもの（鍵や保証書など）
- ④ 移動手数料（自転車500円、原動機付自転車1000円）

※放置自転車などは、引き取りがないまま6カ月を経過した場合、市で処分します。

問 都市整備課都市計画班

☎ 73・0091

むやみに移動を開始せず、落ち着いた行動を

災害発生時の心得

災害はいつどこで発生するか分かりません。勤務先や学校など自宅から離れた場所にいるときに大規模な災害が発生すると、公共交通機関の運行停止や道路の交通規制などで帰宅が困難になることが予想されます。

災害発生時に多くの人が一斉に徒歩で帰宅を始めると、災害時に優先されるべき救助・救急活動の妨げとなる可能性があります。このため、災害発生時には、むやみに移動せず、落ち着いた行動に努めることが重要です。

◆災害が発生したら

- 身の安全を確保し、職場などの安全な場所に待機する
- 災害用伝言サービスを活用し、家族の安否や自宅の無事を確認する

- 交通情報や被害状況などを入手する

◆日ごろから準備を

- 家族間で安否確認の方法や集合場所を決めておく
 - 歩きやすい靴や懐中電灯、手袋、飲料水や食料などを準備する
 - 携帯電話の充電器やモバイルバッテリーを持ち歩く
 - 職場などから徒歩での帰宅経路を確認し、コンビニやガソリンスタンドの場所を把握しておく
- ※千葉県はコンビニやガソリンスタンドなどと徒歩帰宅支援協定を締結しており、災害時に水道水、トイレや交通情報などの提供を可能な範囲で受けられます。

問 総務課消防防災班 ☎ 73-0084



物件情報を募集しています



事業用空き物件情報登録制度とは、市内で事業を営むことができる空き物件の情報を所有者などから提供していただき、市がこれを広く周知して、物件の利活用を促進する制度です。

事業用空き物件をお持ちの人は、物件情報をお寄せください。

◆登録の対象となる空き物件

次の①～⑥の要件をすべて満たす空き物件が対象です。

- ①農地法その他の法令による土地利用の規制が適用されていないこと
- ②土地のみの場合は、1,000㎡以上の一団の土地であるものとし、主要な道路に接続していること
- ③建物がある場合は、過去に営業していた実績があり、敷地が主要な道路に接続していること
- ④地上権、抵当権その他所有権以外の権利の設定などが

行われていないこと。または、設定されている場合でも、売買もしくは賃貸借契約時までに抹消されることが確実であること

⑤土地の境界および建物の所有区分が明確であり、所有権の権利の帰属について争いがないこと

⑥宅地建物取引業者に当該物件の売却または賃貸借の媒介もしくは代理を依頼している場合は、当該業者との契約に違反するものではないこと

《事業用空き物件の例》

- 1,000㎡以上の宅地や雑種地
- 過去に稼働していた工場
- 過去に営業していた店舗
- 過去に使用していた事業用倉庫



市ホームページはこちら

※登録方法などの詳細は、市ホームページをご覧ください。

問商工観光課企業立地推進室 ☎73-0014

障がい者(児)の各種手当

受給には申請が必要です

障がいをお持ちの人への各種手当があります。受給には申請が必要です。なお、障がい程度の審査、所得制限がありますので、詳細は福祉課までお問い合わせください。

◆特別障害者手当

精神または身体に著しい重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を要する20歳以上の在宅障がい者に手当を支給します。

◆障害児福祉手当

精神または身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を要する20歳未満の在宅障がい児に手当を支給します。

◆重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当

次の①もしくは②に該当する障がい者、またはその人を介護する同居の家族の1人に手当を支給します。

①20歳以上の在宅の重度知的障がい者(療育手帳に記載された障がいの程度がAの1、Aの2、A、Aの1、Aの2のいずれかである人、または障害者相談センター所長が発行する判定書で重度と判定された人)

②20歳以上65歳未満で在宅のねたきり身体障がい者(居宅で6カ月以上常に寝たきりで、入浴、食事、排便など日常生活のほとんどに介護を要し、身体障害者手帳を持つ人)

※特別障害者手当の受給者や、介護保険法による保険給付(年度通算7日以内の短期入所利用を除く)を受けた人、またはその人を介護する同居の家族は、重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当の支給対象外。

問福祉課障害福祉班 ☎73-0096

「匠瑳市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」素案 ご意見をお寄せください

市では、地球温暖化対策の

推進のため、「匠瑳市地球温

暖化対策実行計画(区域施策

編)」の策定を進めています。

このたび、同計画の素案が

まとまりましたので、ご意見

をお寄せください。

◆意見の募集期間

3月14日(金)まで

◆意見を提出できる人

市民、市内の事業者、市内

に通勤・通学している人

◆資料の公表場所

市ホームページの他、次の

施設で公表します。

①市役所 ②野栄総合支所 ③

市民ふれあいセンター ④八

日市場公民館 ⑤生涯学習セ

ンター

※玄関ロビーなどに意見箱と

併せて設置。

◆意見の提出方法

「匠瑳市地球温暖化対策実

行計画(区域施策編)素案に

対する意見」と明記し、住所
および氏名を記入の上、意見
箱への投函、メール、ファク
ス、郵送、持参のいずれかの
方法で提出してください。

提出先：ゼロカーボン推進課

(〒289-2141 匠瑳

市八日市場ハ793番地35、

✉z-taisaku@city.sosa.lg.jp

ファクス79・0628)

▼計画の詳細
はこちらから



問ゼロカーボン推進課温暖化
対策班 ☎73・0019